

パブリックドメインだったものが パブリックドメインでなくなる話

[[User:Whym]]

2012-11-25

下北沢

※ 本発表は個人の意見を述べたものであり、法的裏付けはありません。
組織の見解を代表するものでもありません。

ウィキペディアとウィキメディア・コモンズでの著作権の扱い

- 日本とアメリカ合衆国の両方でフリーでなければならない(ウィキペディア日本語版掲載の場合)
 - 作者がフリーで公開した作品
 - 日本の作品: 作者の死後 50 年以上が経過した作品
 - 米国の作品: 作者の死後 70 年以上が経過した作品
 - 他いろいろ

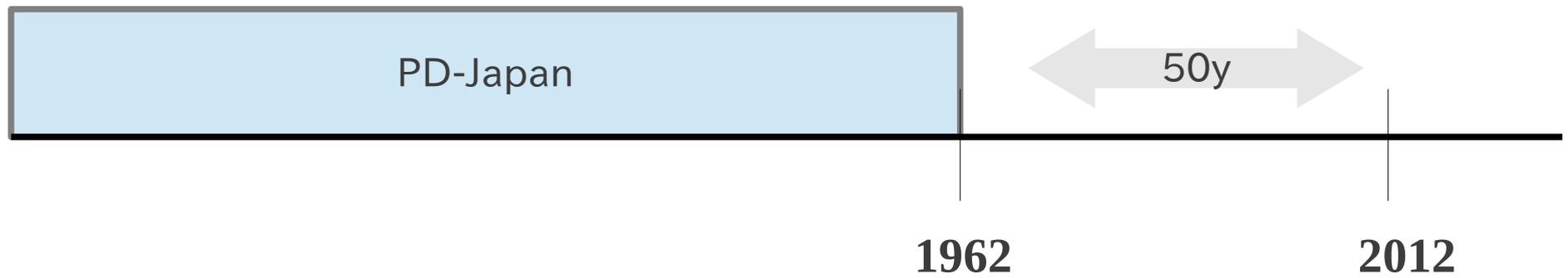
ウィキペディアとウィキメディア・コモンズでの著作権の扱い

- 日本とアメリカ合衆国の両方でフリーでなければならない(ウィキペディア日本語版掲載の場合)
 - 作者がフリーで公開した作品
 - ~~- 日本の作品: 作者の死後 50 年以上が経過した作品~~
 - 米国の作品: 作者の死後 70 年以上が経過した作品
 - 他いろいろ

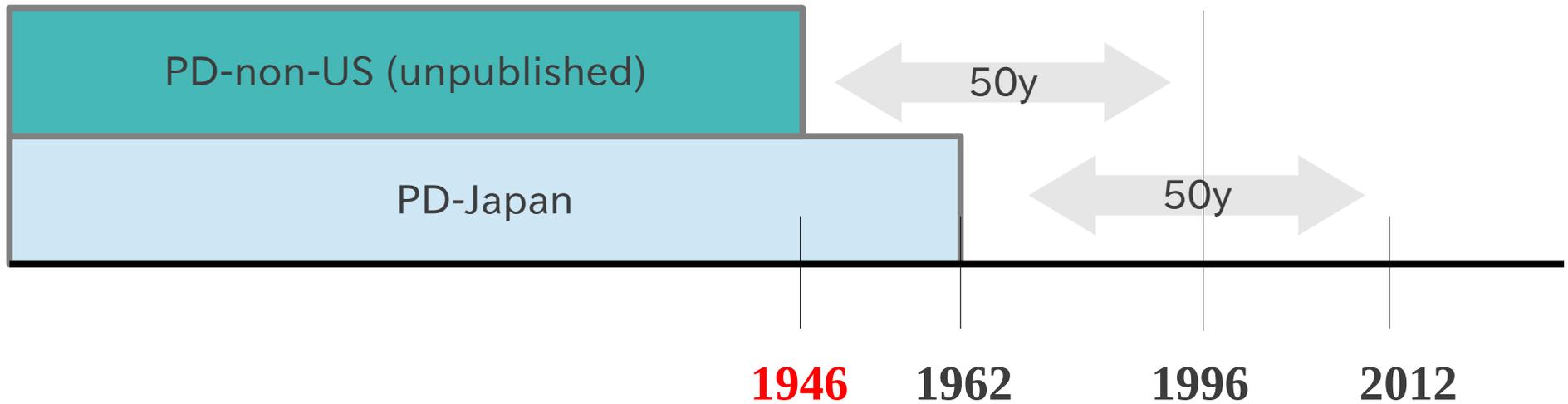
ウルグアイ・ラウンド合意法 (URAA) による著作権の復活

- アメリカ合衆国における外国作品の著作権に関するもの
- アメリカ合衆国がベルヌ条約に加盟した **1996年1月1日時点**で、**本国で著作権が存続していた作品**は、アメリカ合衆国では保護期間が延長される
 - 本国での消尽期日によって延長期間は異なる
 - 正確には、例外・細則等色々……
- アメリカ合衆国では実際に適用させるかどうか曖昧だったが、2012年1月に最高裁判決で確定
 - 過去にさかのぼって著作権が**復活**
 - 参考: SCOTUSblog: The public domain shrinks

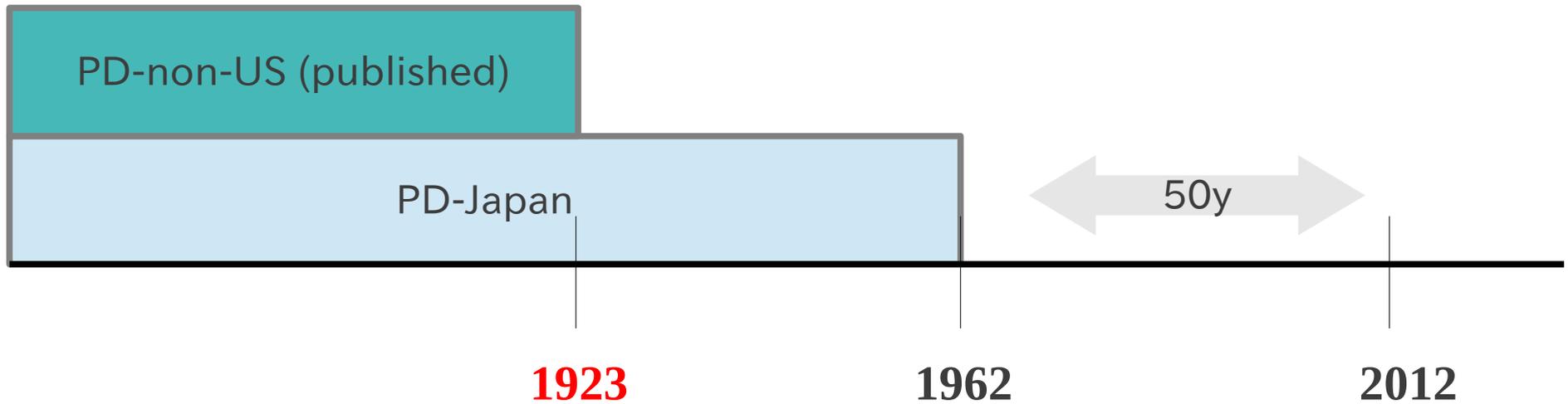
PD-Japan



PD-Japan \wedge PD-non-US



PD-Japan \wedge PD-non-US



Further readings

- <http://www.scotusblog.com/2012/01/opinion-recap-the-public-domain-shrinks/>
- http://en.wikipedia.org/wiki/Wikipedia:Non-U.S._copyrights
- http://commons.wikimedia.org/wiki/Commons:URAA-restored_copyrights
- <http://commons.wikimedia.org/wiki/Template:PD-1996>
- <http://commons.wikimedia.org/wiki/Template:PD-1923>